

国際機構法シラバス

教授 濱本 正太郎

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp>

hamamoto@law.kyoto-u.ac.jp

講義目標

プロセスとしての international organization（国際社会の組織化）と被造物としての international organization（国際機構）との法的意義を検討することを通じて、国際関係を法的に把握する力を獲得する。

より具体的には、以下を目標とする。

- 主権国家という独立した構成員からなる全体集合（国際社会）において、どのようにして・どの程度組織化された秩序を構成しているのか、法的な観点から理解する。
- 国連・ILO・WTO・EU・ASEAN などの国際機構の構成および活動について、法的な観点から説明できるようになる。
- 調べて得られる情報を基に自らの意見を構築し、講義における議論への参加を通じて、自らの意見を効果的に伝達する方法を身につける。

講義の進め方

予習と教室内での議論とからなる。復習はそれぞれのやり方に委ねる。

毎回、予習課題をウェブサイトに掲載する。講義に出てくるまでに予習課題に取り組み、その過程で疑問が生じた場合は、予習課題に示された参考文献やネットで調べて、それでも解決できない疑問を明確にしておく。

講義時間は、予習課題やその他の資料を読むだけでは解決できない問題につき、受講生や教員と議論を重ねることにより少しでも理解を深めるために用いられる。教室には議論に参加するために来る、という意識を持って頂きたい。

予習課題からリンクされている資料は講義で用いることが多い。タブレットや携帯などでも構わないので、講義中に参照できるようにしておくこと。

講義開始当初は、前期の学部講義のように、録音配信となる予定である。この段階では、教室に集まることがなく、同時配信でもないもので、講義中に議論することができない。講義中に浮かんだ疑問は、遠慮なく e-mail で質問されたい。

注意事項

教室にて講義がなされるようになった場合、講義の録音は、いかなる理由によるものであれ、認めない。ただし、録音を PandA で配信することはあり得る。

参考文献

各回の講義に係る参考文献は、毎回の講義前にウェブサイトに掲載する予習課題に引用される。以下は、講義全般に関する参考文献である。

教科書 指定しない。必要な資料は配付（またはダウンロードを指示）する。

判例集 [国際司法裁判所](#)など国際裁判所の判決等は英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。概要を日本語で読みたい場合は、

- 薬師寺公夫ほか（編）『判例国際法（第3版）』（東信堂、2019年）
- 小寺彰ほか（編）『国際法判例百選（第2版）』（有斐閣、2011年）

が便利である。

条約集 講義で用いる条約は、英語正文（英語以外の言語が正文である場合は英訳）を配付（またはダウンロードを指示）する。日本語訳を参照したい場合は、

- 薬師寺公夫ほか（編）『ベーシック条約集 2020』（東信堂、2020年）
- 奥脇直也・小寺彰（編）『国際条約集 2020年版』（有斐閣、2020年）

のいずれかを薦める。

国際機構法に特化した日本語訳条約集として、

- 香西茂・安藤仁介（編集代表）『国際機構条約・資料集（第2版）』（東信堂、2002年）

がある。ただし、かなり古くなっている。

条約の探し方一般については、瀧本ウェブサイトの「[国際法・国際機構法受講生のための学習資源](#)」を参照のこと。

参考書 [国際機構法全般](#)

- 佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005年）
- 家正治ほか（編）『国際機構〔第4版〕』（世界思想社、2009年）
- 最上敏樹『国際機構論講義』（岩波書店、2016年）
- 横田洋三（監修）『入門 国際機構』（法律文化社、2016年）
- Nigel D. White, *The Law of International Organisations*, 3rd ed., Manchester, Manchester University Press, 2017.

- Jan Klabbers, *An Introduction to International Organizations Law*, 3rd ed., Cambridge, Cambridge University Press, 2015.
- Jan Klabbers, *Advanced Introduction to the Law of International Organizations*, Cheltenham, Elgar, 2015.
- Matthias Ruffert & Christian Watler, *Institutionalised International Law*, Oxford, Hart Publishing, 2015.
- Evelyne Lagrange & Jean-Marc Sorel, *Droit des organisations internationales*, Paris, LGDJ, 2013.
- Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, *International Institutional Law*, 6th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2018.
- Philippe Sands & Pierre Klein, *Bowett's Law of International Institutions*, 6th ed., London, Sweet & Maxwell, 2009.

政治学の観点から見た国際機構

- 城山英明 『国際行政論』（有斐閣、2013 年）
- 内田孟男 『国際機構論』（ミネルヴァ書房、2013 年）
- 福田耕治 『国際行政学（新版）』（有斐閣、2012 年）
- Ian Hurd, *International Organizations*, 3rd ed., Cambridge, Cambridge University Press, 2018.
- Jacob Katz Cogan et al., *The Oxford Handbook of International Organizations*, Oxford, Oxford University Press, 2016.

国連

- 藤田久一 『国連法』（東京大学出版会、1998 年）
- Rosalyn Higgins et al., *Oppenheim's International Law: United Nations*, Oxford, Oxford University Press, 2017.
- Bruno Simma ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., 2 vols., Oxford, Oxford Univ.Pr., 2012.
- Jean-Pierre Cot & Alain Pellet, sous la direction de, *La Charte des Nations Unies: Commentaire article par article*, 3^e éd., 2 tomes, Paris, Economica, 2005.
- Benedetto Conforti & Carlo Focarelli, *The Law and Practice of the United Nations*, 5th rev. ed., Leiden, Nijhoff, 2016.
- Robert Kolb, *Introduction au droit des Nations Unies*, Bâle, Helbing Lichtenhahn, 2008.（一部につき英訳あり。Robert Kolb, *An Introduction to the Law of the United Nations*, Oxford, Hart, 2010.）
- Thomas G. Weiss & Sam Daws, *The Oxford Handbook on the United Nations*, Oxford, Oxford University Press, 2008.

国際法

- 酒井啓亘ほか 『国際法』（有斐閣、2011 年）

辞典

[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)を参照

その他参考文献

文献資料の探し方一般について、[「国際法・国際機構法受講生のための学習資源」](#)

を参照のこと。

主要な国際機構一覧

外務省 [国際機関](#)

講義計画

第1部 国際機構法萌芽期

第2部 国際機構法総論

第3部 地域統合

- 講義では、以下に示す問題を中心に扱う。1つの項目に複数のコマを宛てることもある。
- 毎回の講義の前に、予習課題をウェブサイトに掲載する。予習課題は、当該回に扱う問題について基本的予備情報を提供するものであり、さらに考えを深める手がかりとなる参考文献も示す。

第1部 国際機構法萌芽期

1. 機構の初期形態 背景・機能・法的地位

- 会議体制とは
- 国際行政連合は何のために設立されたか
- 国際河川委員会 ドナウ川河川委員会勧告的意見
- 日本の参加

2. 第一次世界大戦の戦後処理

- 国際連盟・ILO はなぜ必要とされたか
- 国際連盟・ILO の機構的構造
- 連盟規約における安全保障構想 不戦条約・ロカルノによる補完

3. 国際連盟の失敗

- 満州事変
- エチオピア戦争
- 日本脱退後の日本と国際連盟との関係

4. 国際連盟に代わるものは何か（１）——「大東亜共栄圏」構想
 - 「植民地を解放する指導国」という矛盾をいかに克服するか
 - 「大東亜宣言」が面白くない理由
 - 日本による「世界平和機構」案 連盟との違い
5. 国際連盟に代わるものは何か（２）——United Nations の国際秩序構想
 - 大西洋憲章 共有されたイデオロギーと秘められた対立
 - 経済 ブレトンウッズ体制 IMF・IBRD の果たすべき役割
 - 経済 ITO はなぜ必要とされ、なぜ失敗したか
 - 集団安全保障 連盟との違い
 - 人権 なぜ人権がここで現れたか
6. 国際連盟から国際連合へ
 - 南西アフリカ問題 連盟の権限を国連は引き継いだか 一連の勧告的意見
7. 国際機構法の誕生 国連損害賠償勧告的意見
 - 国際機構が「国際法人格」を有するとはどういうことか
 - 国際機構が国際法人格を有する根拠・条件は

第２部 国際機構法総論

1. 参加
 - 構成員資格 国連加盟勧告的意見、国連加盟総会権限勧告的意見
 - 構成員 国際機構の構成員としての国際機構 EU の扱い
 - 構成員の代表 中国代表権問題
 - 構成員の地位の承継 セルビアの地位
 - 武力行使合法性先決的抗弁判決
 - ジェノサイド条約適用（ボスニア）本案判決
 - ジェノサイド条約適用（クロアチア）先決的抗弁判決
 - 構成員ではない者の参加 パレスティナ・NGO
2. 権限 設立文書に書かれていないことをすることができるか
 - 委譲理論
 - 黙示的権限 損害賠償勧告的意見・国連行政裁判所判決の効果勧告的意見
 - 有効性の推定と限界 ある種の経費勧告的意見
 - 権限踰越の場合 WHO 核兵器勧告的意見
 - 国際機構設立文書の解釈 当該機構の実行の意義

3. 内部構造

- 機関(organ)と機構(organization)との違い UNCTAD, UNIDO,...
- 機関と専門機関(specialized agency)との違い
- 主要機関と補助機関との違い
- 国際公務員の手続的身分保障 国際行政裁判所
- 「内部法」 理論と実務的問題

4. 政策の策定と実施 (1) ——意思決定手法

- 多数決 多様な多数決制度それぞれの根拠
- コンセンサスの意義

5. 政策の策定と実施 (2) ——規範定立

- opt-out 可能な拘束的規範 WHO, ICAO
- 安保理による拘束的決定 (およびそれに基づく決定)
- 安保理による「立法」
- 勧告 「国連総会決議は非拘束的である」 ことの意味
- 条約作成の「場」

6. 政策の策定と実施 (3) ——規範内容実現

- 国際機構による「行政」
- 履行監視 特に法的拘束力なき規範に関して ILO
- 不遵守手続 OPCW
- 国際金融機構 コンディショナリティ
- 制裁
 - 資格停止・除名
 - 「安保理による制裁」という場合の「制裁」の意味

7. 政策の策定と実施 (4) ——領域管理

- 委任統治
- 信託統治
- 領域管理

8. 国際機構の拘束的行為の国内法秩序における実施

- 国内法秩序における国際法の位置付け 復習
- 国内法秩序における安保理決定の地位 Kadi 判決

- 日本法秩序における安保理決定の実施
- 直接適用可能性 国際法一般と異なる議論が必要か？

9. 責任（１）——国際機構の責任

- 問題のありか Nissan 判決 第一審から第三審までのぶれ
- 判断の変遷
 - Behrami/Saramati 判決
 - 2 つの Al-Jedda 判決
 - Nuhanović 判決
 - スレブレニツァの母判決（対オランダ）
- 国連国際法委員会 国際機構国家責任条文の立場
- そもそも論 国際機構が国際法に拘束されるのはなぜか
- 国際機構の活動に参加する個人の責任 平和維持活動

10. 責任（２）——国際機構に関する構成国の責任

- 国際機構に授権した国家の責任 Matthews 判決
- 国際機構が定立する拘束的規範を履行する国家の責任
 - Bosphorus 判決
 - Kadi 判決
 - Sayadi 見解
 - Nada 判決

11. 紛争処理（１）——国際機構と構成国との紛争

- 勧告的意見
 - IMCO 海上安全委員会の構成
 - WHO とエジプトとの間の協定解釈
 - Mazilu/Cumaraswamy
- 仲裁 国連本部協定の解釈適用
- 国際金融機構における手続
- 国家間訴訟
 - ICAO 理事会の権限
 - Lockerbie
- 「見張りを見張るのは誰か」問題
 - ICTY: Tadić 判決
 - Lockerbie 事件へのアフリカ諸国の対応
 - ICC とアフリカ諸国

1 2. 紛争処理 (2) ——国際機構と私人との紛争

- 裁判 Tadić
- 仲裁 BIS 株主
- 不服申立制度 世界銀行 Inspection Panel の性格付け
- 手続がない場合 国連平和維持活動により私人に生じた損害

1 3. 紛争処理 (3) ——国内法上の手続を利用する際の問題 免除

- 免除の根拠 国家免除との異同
- 国内裁判管轄権からの免除 国連大学事件
- 裁判を受ける権利と免除
 - Wait 判決
 - WEU 判決
 - アフリカ開発銀行判決
 - スレブレニツァの母 (対国連) 判決
- 免除を認める国の責任 フランスにおける新傾向

1 4. 脱退・消滅

- 脱退 インドネシアの国連脱退、Brexit
- 消滅手続 設立文書に規定のない場合 国際連盟
- 休眠状態にある国際機構の地位 KEDO
- 国際機構の民営化 INTELSAT, INMALSAT

1 5. 国際機構相互間の関係

- 普遍的機構と地域機構との関係

1 6. 国際機構に類似する存在

- 条約事務局
- 国際公企業
- 半官半民組織
- どのような場合に国際機構と「類似する存在」が選択されるのか

第3部 地域統合

1. EU

- 国際機構でも国家でもない sui generis な存在?
- 規範定立プロセス 議会・理事会・委員会

- 規範の性質 EU 法に基づく優越性と直接適用可能性
- 法適用・執行 裁判所の役割

2. ASEAN

- “ASEAN way”から法化へ その理由
- ASEAN 経済共同体 EU との比較

3. アフリカ

- アフリカ連合の特色
- なぜ多様な sub-regional 機構が設立されたか

以上